

八郎潟町ファミリー・サポート・センター

ご利用の手引き（利用会員向け）



お申し込み・お問い合わせ

☆八郎潟町子育て支援センター
「にゃんぱち子育てらんど」
TEL：018-827-5602

☆八郎潟町 健康福祉課 ⑦番窓口
TEL：018-875-5808

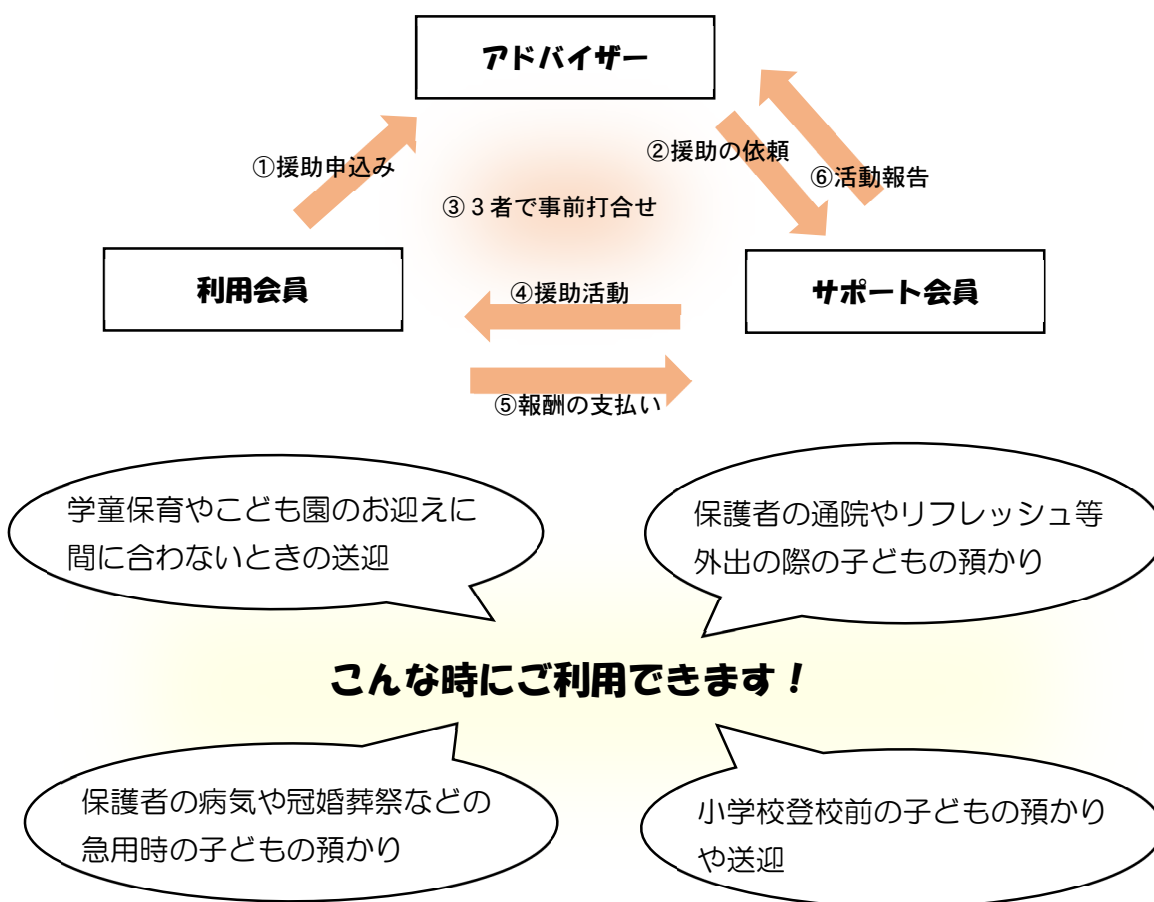
八郎潟町のLINEで
仮登録できます！



ファミリー・サポート・センターは、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい方（サポート会員）が会員となって、双方の合意のもと、お子さんの預かり等を行う有償ボランティアの会員組織です。

センターのアドバイザーは、利用会員の援助活動や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して援助活動が行えるようにお手伝いします。

○センターのしくみ



- 生後6ヶ月から小学生までの子どもを預けることができます。
- 預かり場所は利用会員宅やサポート会員宅、子育て支援センター（にゃんぱち子育てらんど）等、事前の面談で取り決めます。

援助の申込みは、八郎潟町子育て支援センター「にゃんぱち子育てらんど」内、八郎潟町ファミリー・サポート・センターのアドバイザーへ連絡してください。（TEL018-827-5602）

○登録から利用までの流れ

- ①会員仮登録申込・・・センター、八郎潟町役場健康福祉課に備え付けの申込書もしくは八郎潟町のLINEにより仮登録の申込み。
- ②説明会に参加・・・センターが実施する説明会に参加し、本登録となります。
- ③センターに援助の申込みについて連絡
・・・希望日時等について、伝えてください。
- ④事前打合せ・・・利用会員、サポート会員、センターのアドバイザーの3者で援助内容、預かり場所、日時など、保育に必要な事柄を確認します。
※2回目以降同様の預かり内容である場合等、省略することがあります。
- ⑤サポート・終了・・・援助活動報告書の内容を確認し、署名します。料金と実費をサポート会員に直接支払います。

○利用料金

利用料金は次のとおりになります。町等から利用料を助成するため、助成額差し引き分の料金をサポート会員にお支払いいただきます。また、交通費、食事代等の実費については会員間で別途精算いただきます。

子ども1人1時間あたりの利用料金

利用会員の区分	利用料	助成額	利用会員支払額
高校卒業年代以下の子ども一人を養育	900円	450円	450円
高校卒業年代以下の子ども二人を養育	900円	600円	300円
高校卒業年代以下の子ども三人以上を養育	900円	900円	0円

※補助上限額は、1年度あたり1世帯15,000円となります。上限を超えた分は、上記利用料を直接サポート会員に支払っていただきます。

※生後6ヵ月～小学生までの子どもを預けることができます。

利用料金の算定の基礎となる時間については、サポート会員が援助活動を開始したときから、サポート会員が利用会員若しくは利用会員が指定する者へ、子どもを引き渡したときまでの時間になります。時間の端数が30分以下の時は0.5時間とし、30分を超えるときは1時間として計算します。0.5時間の場合1時間あたりの料金の半額になります。

サポート会員による援助活動は「有償ボランティア」です。利用料は援助に対するお礼の気持ちという性格のもので、お金でサービスを買うというものではありません。

○キャンセル料について

前日までのキャンセルについては、料金がかかりません。当日の活動時間前のキャンセルは活動予定時間分の1/2の料金が発生します。無断キャンセルについては、活動予定時間分全額のキャンセル料をお支払いいただきます。キャンセル料については、町からの助成金はありませんのでご了承ください。

○お預かりに際して準備していただくもの

次のような援助活動に際して必要なものについては、原則利用会員に用意いただきます。(事前の打合せにより、サポート会員で用意できる場合もあります。)

- 昼食、おやつ
- ミルク、哺乳瓶
- 食事用エプロン
- 紙おむつ、おしりふき
- お気に入りの絵本やおもちゃなど
- 着替え
- 汚れものを入れる袋
- おくるみなど羽織るもの
- バスタオル
- おしぼりタオル
- ティッシュ
- 薬

送迎の場合、サポート会員が送迎することを必ず送迎先の責任者等に事前に連絡くださるようお願いいたします。

○保険について

センターでは万が一の事故に備え、組織として保険に加入しています。次のような場合、補償の対象となります。

- 活動中の子どものケガ
- 活動中のサポート会員のケガ
- 活動中に他人にケガをさせた、物損してしまったことによる賠償

○利用できないケースについて

次の場合、申し訳ありませんが事業を利用することはできません。

- 生後6ヶ月未満若しくは中学生以上の子どもの預かり
- 宿泊を伴う子どもの預かり
- 病児・病後児の子どもの預かり
- 面談による事前打合せを行っていない子どもの預かり（過去同様の内容で預かりを行った場合を除く）
- 利用会員の家事支援

○準委任契約について

援助活動は利用会員とサポート会員による「準委任契約」に基づくもので、双方の主体的合意と責任のもとに実施される性格のものです。原則として活動内容や報酬額等、会員同士で取り決められるところですが、会員同士のトラブルや事故も予想されるため、センターではルールを決め、そのルールに従って活動してもらうこととなります。

○お願い

援助活動中に子どもの体調が急変したり、ケガを負ったりすることもあります。サポート会員は医療スタッフではない為、必ず活動中もサポート会員と連絡が取れる状態にしてください。